

広報
2026年
6月号

五 個 荘

東近江警察署
五個荘交番
(代表)
24-0110

大麻等薬物乱用の防止



～ダメ！ゼッタイ！薬物は魔物です！！～

覚醒剤や大麻等の違法薬物に関するニュースは、後を絶ちません。大麻事犯では、検挙人員の約7割が20歳代以下の若年層となっています。

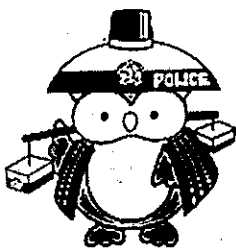
また、覚醒剤や大麻の他、国内未承認の医薬品成分エトミデート(俗称:ゾンビたばこ)が含まれる危険ドラッグが乱用される事例が国内で確認されています。

エトミデートは、令和7年5月に「指定薬物」に指定され、他県では逮捕者も出ています。

◇薬物に関する情報・相談等の連絡先◇

○最寄りの警察署もしくは滋賀県警察本部
(組織犯罪対策課) 077-522-1231

○相談電話: 県民の声110番 077-525-0110



生活道路における自動車の 法定速度の引き下げ

令和8年9月1日に道路交通法が改正され、生活道路における自動車の法定速度が60km/h から30km/h に引き下げられます。

※「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような中央線などがない道路となります。

不法就労・不法滞在の防止

- ★在留カードや旅券は実物を確認しよう
- ★在留期限を過ぎていませんか
- ★顔写真は本人に間違いはないですか
- ★パスポートの査証と在留カードに矛盾はありませんか？

五個荘交番管内事故件数 (R8.4/1～4/31)

人傷事故 2件
物損事故 32件



【県警HP】

生活道路^{*}における自動車の法定速度が引き下げられます!!



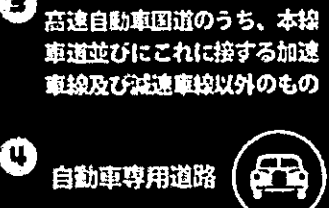

※ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことです。

令和8年9月1日
改正道路交通法施行令施行

60 km/h → 30 km/h



▽以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです▽

- ① 道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路 
- ② 道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路 
- ③ 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの 
- ④ 自動車専用道路 

◀道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている生活道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。

◀決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などもよく考え、安全な速度で走りましょう。

警察庁・都道府県警察